

社会福祉法人 立正福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人立正福祉会の役員に対する報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事・監事・評議員及び評議員選任解任委員をいう。

(報酬)

第3条 役員報酬については無報酬とする。

(出張旅費)

第4条 役員が法人及び施設の運営のために理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、立正福祉会職員旅費規程に基づき旅費を支払う事ができる。

(費用弁償)

第5条 役員が法人業務に携わったときに支出した通信費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書をもって実費を支給する。

第6条 この規程の改正は、評議員会の決定による。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。